

Title	二〇一二年度修士論文要旨；二〇一二年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.3 (2013. 9) ,p.189(425)- 208(444)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130900-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二〇二二年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

古代日本における王者の心身と国土

益田 貴裕

王者と国土とが相互に影響を与え合う密接な関係にあるとする考えは、古今東西に広範に見られるが、古代日本においては、王者の巡行・行幸やそこでなされる儀礼的行為により、王者が自身の身体において王土と接することで、王者の心身と国土とが共に活性化され繁栄すると考えられていた。

既に指摘されているように、王者の巡行・行幸やそこでなされる「食べる」、「見る」（国見）、「国褒め」といった行為は「国占め」の実現とその維持に必要な行為であった。しかしそれはばかりでなく、これらの行為は同時に、次のような意義を有するものでもあった。即ち、王者の心身が活性化されるためには、巡行・行幸での「食べる」、「見る」（国見）などの行為により、身体が対象からタマフリの影響を蒙ることが必要であり、さらには身体を活性化させたその対象を言葉にする（「国褒め」）ことで、国土が予祝され活性化するとされていた。

例えば「出雲国風土記」意宇郡拜志郷条には「所_レ造_二天下_一大神命、將_レ乎_二越_二八口_一為_レ而幸時、此処樹林茂盛、尔時詔、「吾御心之波夜志」詔」とあり、訪れた「所_レ造_二天下_一大神命」が盛んに茂る樹林を見て、「御心」が「波夜志（はやし）」（いきおいが盛んであるという意）という状態になり、またこうした事態を、巡行者は「吾御心之波夜志」と言葉にしており、これが予祝のための国褒めになっている。また『播磨国風土記』飾磨郡菅生山条には「品_二太_二天皇_一、巡行之時、關_二井_二此岡_一、水甚清寒。於是、勅_レ曰、「由_二水_二清寒_一、吾意宗々我々志」。故曰_二宗_二我_二富_一」とあり、清く寒い水に接した天皇が、「由_二水_二清寒_一、吾意宗々我々志」と国褒めの言葉を発している。「宗々我々志（そがそがし）」は「すがすがし」と同じで「清々しい・さわやかで快い」の意である。このように古代日本では、王者の心身と国土が円環的に影響し合い、共に活性化され繁栄するという関係が成立していた。

養老改元の詔が出された醴泉行幸（七一七）では、触れれば病が癒え飲めば若返るとされる泉の水に天皇が接しており、この翌年にも醴泉行幸がおこなわれている。また延暦二十二年（八〇三）の近江行幸では、国褒めの内容を備えた宣命（詔曰。……今年_二波_二年_一実豊稔_二。人々_二産業_二毛_二取_二収_二。此月_二波_二。閑時_二爾_二之_二。国風御覽_二須_二時_一止_二奈_二毛_一。常_二毛_二聞_二所_二行_二須_一。今_二行_二宮_二所_二手_一御覽_二爾_二。山野_二毛_二麗_一。海_二激_二毛_二清_一。御意_二毛_二於_二太_二比_二爾_一之_二。御_二坐_二坐_一。……）『日本後紀』延暦二十三年十月辛亥条）が出されており、これに類似の内容は、延暦二十三年の和泉行幸・同年の紀伊行幸で出された宣命にも

認められる。以上の事例からは、王者の身体を接点として王者と国土との活性化を図ろうとする思考が、平安期に畿外への行幸が殆ど行われなくなる直前まで、少なからず存続していたことが分かる。また、畿外への行幸が不要となった主な背景としては、王者の身体の必要性を減少させる諸制度の整備、また行幸せずともタマフリを行うことを可能とする儀礼の確立などがあつたと考えられる。

貴族層葬祭文化の文献史学的研究

的場 匠平

日本の上流階層である貴族層の葬祭文化を扱った従来の論考においては、貴族層の同文化には、庶民層と共通する側面が多くあることが指摘されている。その一方で、そのような身分階層間の比較および相互関係という視点から、葬祭文化に関する先行研究を概観すると、単に規模の問題では片付けられないような階層間の差違の存在もまた、しばしば目にとまる。本論では、その中でも特に階層差が顕著な、「墓参」と「葬祭寺檀関係」（葬祭を媒介とした寺檀関係）という二つの事象について、貴族層における歴史の変遷過程を再検討した上で、庶民層との比較を行うことで、日本における葬祭文化の超階層的な変容の実態を解明することを試みた。

第一章では、貴族層の墓参慣行を通時代的に観察した。貴族

層では、庶民層と異なり、平安時代の段階で頻繁な墓参が行われていた。しかし、現代の我々にも通じるような、仏教的時日を契機とし、墓前で仏教的供養を行うような、仏教的な墓参慣行の定着は、中世後期以降のことである。その変容の時期は、庶民層で定期的墓参慣行が成立するとされる時期と一致しており、両階層間の変容には何らかの関係があつたのではないかと結論づけた。

第二章・第三章では、中近世移行期以降の貴族層の葬祭寺檀関係を検討対象とした。まず第二章で中近世移行期段階（十六～十七世紀頃）の状況を検討した。家と墓地提供寺院との関係が当該期には必ずしも無条件に継続されるものではなかったこと、および忌日・盆等の招請僧が必ずしも墓地提供寺院によって独占されていなかったことを解明し、当該期における葬祭寺檀関係は、中近世移行期段階にはあまり集約・固定化していなかったと結論づけた。

続いて、近世段階を扱った第三章では、近世今出川家・近衛家において維持された、家内における身分に応じて特定の寺院が割り当てられる葬祭寺檀関係の様相を、具体的に解明した。この検討によって、葬祭が一寺院に集約的に委託されていくという従来のイメージとは若干異なり、庶民層同様、近世段階でも一家複数時的関係は解消しきらず、残存しえたことが明らかとなった。

以上の検討結果から、本論で対象とした二つの事象に限って言えば、庶民層と貴族層とで類似した様相を呈していたことは

疑いなく、葬祭文化の超階層性を裏付ける結果となった。今後はこの超階層性の要因として考え得る、両階層間の媒介項等に関し、さらなる実証的検討を加えていく必要がある。

近世の醤油取引と印（しるし）

—高梨兵左衛門家を中心に—

石崎 亜美

本論文は、キッコーマン株式会社の源流の一である、千葉県野田の高梨兵左衛門の史料を用いて、近世の高梨家の江戸向け出荷醤油の商標と、その多ブランド化について検討しようとするものである。先行研究で明らかにされているヤマサ醤油の印は、近世・近代を通じて基本的に二種類であった。しかし、高梨家では、近世後期を通じて十種類以上、多い時には六十種類以上の印を用いて醤油の販売を行っていた。近世・近代を通じて、高梨家と、その親戚筋の家以外の業者では、ヤマサ醤油を含めてこれほど多くの銘柄をつくっていた醸造家は他にみられない。そこで本論文では、高梨家の各印の違いとその多ブランド化の理由について明らかにすることを試みた。

第一章では、まず第一節で高梨家の沿革を述べ、第二節でヤマサ醤油と対比しながら、江戸問屋との取引を中心に高梨家の醤油販売の様相を明らかにした。高梨家の醤油販売は、販売の主体が一貫して江戸売りであった点と、取引先の江戸問屋及び

その軒数の多さにおいてヤマサ醤油と異なることが判明した。そして第三節では、高梨家の印の種類の推移と価格の違いを明らかにし、高梨家の印は「上十」印をトップブランドとして、三〜五段階ほどの価格帯に分かれることを示した。

第二章では、第一節で江戸の人々の高梨家の印に対する認識について検討を行い、高梨家の名と高梨家を代表する印が江戸の町において広く知られていたことを示し、贋印の問題にも言及した。そして第二節で印の違いとして品質の違いを検討し、また、社史により多ブランド化の理由として説明されていた「問屋の要望」について再検討を試み、さらにその背景の考察を行った。

高梨家の多数の印の違いは、価格—品質の差であり、品質の差は①原料の質の違い、②原料の混合割合の違い、③諸味の質の違いによっていたとみられる。特に高梨家では、③に該当する、熟成期間の異なる諸味のブレンドにより、多彩な商品を生産することが可能であったと考えられる。近世の一般的な諸味の仕込み期間は一年であるが、高梨家では半年から二年半もの諸味がつくられていた。そして「醤油送分帳」に記載された内訳と、価格が同じ商品が存在したことなどから、高梨家の印の中には、元となる印から派生したもの—中味・品質は同じであるが、異なる印を樽に刷り出荷していたものも存在した可能性が考えられる。

そして小売店からの書状などにより、問屋は自分の店だけで売り捌くブランド—手印の開発を造家に求め、この問屋の要望

が、高梨家の多数の印とともに、派生した印がつくられた理由であつたとみられる。さらに、近世の酒販売の実例や高梨家が購入した焼印の文言から、問屋がこの手印を要望した背景として、問屋による醤油のブレンドがあつたと推測される。また、問屋は醤油販売の際、自己の手印だけでなく、高梨家の焼印も樽に付し、問屋は自己の信用力とともに高梨家の名をもつて醤油を販売していた事例もあつたとみられる。

以上の考察により、高梨家の多ブランド化は顧客のニーズに細かく応えようとした経営姿勢の表れであり、そのことが高梨家の商品の販売先と販売量の拡大につながっていったのではないかと結論づけた。

ノルマントン号事件をめぐる日本社会の対応と

世論の展開

— 新聞報道と新聞社による義捐金募集活動の検討を中心
に —

佐藤 史帆

明治一九(一八六六)年、英国船ノルマントン号が沈没し、日本人乗客二五名が全員死亡するという事件が発生した。この事件は、条約改正交渉中の当時において領事裁判権撤廃の世論を喚起した事件として扱われることが多いが、その過程を具体的に検証した研究は少ない。本論の第一の目的は、ノルマントン号事件が実際に治外法権撤廃という世論の形成に寄与したの

か検討することである。

事件に関連し行われた新聞社による遺族への義捐金募集活動は、新聞義捐金が全国的に展開した極めて早い例である。義捐金応募者に着目することで、新聞義捐金が記事上に表れない民衆の社会的意志をいかに反映したかを観察することが、本論の第二の目的である。

第一章では、事件発生当時の条約改正交渉の状況と、事件をめぐる政府・メディア・民衆の反応について概観した。政府は、当初過失なしと認められたノルマントン号船長を告訴、新聞紙上では船長への非難・西洋人の東洋人差別への批判が相次いだ。その後、反英感情の過激化を危険視した英国領事から日本政府を通じて新聞各紙に圧力が加えられ、報道は読者に冷静を訴える論調に変化する。船長の禁錮三ヶ月の刑が確定すると、報道は急速に終息し、事件は一過性のブームとして終息してしまう。第二章では、義捐金募集活動を牽引した東京の新聞五社連盟の報道の展開と義捐金募集の推移について観察した。五紙の報道には、事件を特に条約改正問題と直接に関連させて言及する記事はほとんど見られなかった。義捐金募集に際しては、各紙ともまず顯官貴紳らによる義捐金とその趣意書を掲載していることから、この活動が当初から政治的意図を含んだものであつたことが推測される。しかし、義捐金の応募は当初の予想を超え、内外のあらゆる階層からの義捐を集めた。

第三章では、五社連盟以外の東京の小新聞と地方紙における事件報道と義捐活動について考察した。小新聞や地方紙におい

ては事件に関連し治外法権撤廃の必要を主張する記事も見られ、特に事件関係地である神戸の新聞では、東京の新聞に法権回復への言及が見られないことに対する疑問が掲げられた。小新聞や地方紙における義捐は五社連盟の義捐金募集開始を受けて開始され、多くは五社連盟に送金を依頼した。東京の小新聞には商店や芸娼妓などから、地方紙には県会議員や豪農などからの応募が多く、五社連盟への義捐者団体とは特徴を異にした。

第四章では、外国人からの義捐と芸娼妓による義捐をめぐる議論に着目した。プロテスタント宣教師集団は高額の義捐金を納めたが、そこには純粹な倫理観に基づく理由以外にも、宣教活動上の理由から条約改正に協力的な姿勢を見せる必要、反キリスト教国感情の高まりへの危惧といった理由もあった。一部の新聞には、日本社会の風俗改善を促し芸娼妓による義捐の掲載を忌避する記事が掲載されたが、一方で小新聞や地方紙には芸娼妓による義捐も多く掲載された。この義捐は決して各々の積極的自由意志からばかりではなく、商業上の理由や政府関係者などとの内的繋がりによる強制の可能性も推測される。

新聞各紙の論調は、そのほとんどが英国法に則った公正な裁判が行なわれることを訴えるもので、法権回復の必要性を訴えたのはわずか数紙に限られた。英国法による公平な裁判を期待するのが、治外法権下日本の現状における現実的な立場であった。

新聞社の義捐金募集には、あらゆる社会層の人々がそれに参加した様子が窺えたが、自ら社会的意志を決定し義捐に参加し

た人々ばかりではないことが観察できた。

現代においてノルマントン号事件が世論を揺るがした大事件とされている理由は、事件終結後に作られた歌や映画のようなメディアが、現在一般に想像される「ノルマントン号事件像」を形成したものだと思われる。ノルマントン号事件がどのような過程を経て現在語られるような意味合いを帯びていったか、その解明は今後の課題としたい。

「台湾植民地戦争」と台湾総督府命令航路

古屋 亮仁

本論文の目的は、近代日本の台湾統治初期における軍の在り方を、台湾総督府命令航路という題材を通じて後付けることにある。台湾の領有初期に、台湾総督府は「台湾植民地戦争」と呼ばれる抗日戦争に直面し、様々な施策を同時に実行する必要に迫られた。総督府によって開設された台湾総督府命令航路はこれらの政策に密接に関連し、かつこの命令航路には、その開設の経緯から、陸軍の関与が見て取れる。

そこで、本論文は下関条約締結後の一八九五年（明治二十八年）から、島内でのゲリラ的抵抗がほぼ終息した一九〇二年（明治三十五年）前後を対象とし、従来正面から取り扱われてこなかった命令航路と軍との関係を、陸軍大日記、台湾総督府統計書などから分析することで、領台初期に果たした軍の役割を

明らかにすることを目的としている。

本論文の構成は、序章と結章を除き、三章で構成されている。第一章と第二章では、命令航路が開始、拡充される際に、命令航路の主な受命者である大阪商船と陸軍が、どのように結びついてゆくのかを取り上げ、その後の航路経営と軍との関連の実態を検討した。第三章では、台湾総督府命令航路の命令書から内地と台湾との間の検疫体制が、如何なる形で整備されたのかという点を分析した。

以上の検討を通じて、明らかにしたのは、陸軍の「先行者」とでも言うべき役割である。大坂商船と陸軍との関係は、当初の「協力者」としての位置づけから、陸軍との協力関係に伴う航路経営の不振によって、その歴史に変化を来すことになった。しかしながら、陸軍の船舶によって大阪商船は初めて台湾航路に参入することが可能となり、「社船」としての飛躍する端緒をもたらしたことで、そして陸軍の要請により航路が堅持されたことで、台湾島全体の内地への包摂が進み、総督府の経済基盤が確立し、命令航路が華南へと拡大することが可能になった面は否定できない。また、内地と台湾との間での検疫体制の確立の際には、陸軍は、日清戦争で得た独自の検疫法を用いて内地へのベストの防遏を行い、総督府の検疫体制の一翼を担ってゆく過程が見取れる。

以上のように、命令航路における陸軍の関与は、日清戦争の戦時体制から、「平時」の体制へと移行するにあたり、「先行者」としての役割を果たしたと言える。

しかしながら、本稿で触れられなかった点も多い。命令航路と沖繩との関係や、不定期船の存在、人、兵士の移動、寄港地についての具体的な検討などである。また、他の植民地との命令航路を比較することで、この台湾総督府命令航路の特質はより明らかとなるであろう。

戦前期東京に於ける電気軌道の展開と企業経営者の
諸相―玉川電気鉄道、城東電気軌道、王子電気軌道
を事例として―

三科 仁伸

本稿は、戦前期東京に於ける電気軌道の展開を、特にその担い手の動向を意識することで、計画段階から成業後の企業経営に至る段階までを通時的に検討することを目的としたものであり、合せて計画の主導者や経営者の段階的変遷を体系的に捉えようとするものである。都市交通史の研究には、多くの蓄積が為されているが、該時期の東京の民営鉄道に対する研究は少なく、また、都市経済史的視覚からの先駆的研究である中西健一『日本私有鉄道史研究 増補版』（ミネルヴァ書房、一九七九年）に於いても、人的側面への検討は充分に為されているとは言えない。こうした中で、民間資力に依る社会資本整備事業としての鉄道建設に係る人的要因を検討することは、近代日本の地域社会に内在した都市化や商業化といった近代への指向を抽

出するものなのである。尚、本稿の作成に当たり、鉄道省文書や東京府文書といった行政文書を中心に、企業史料や個人文書、新聞や雑誌などを活用した。

第1章で取り上げた玉川電気鉄道は、沿線地域住民と渡邊熊之進が共同して展開した計画であり、その後は、東京信託会社の資本参加を契機として、津田興二ら慶應義塾出身の企業家の手に委ねられていった。資本基盤も、富士瓦斯紡績や千代田生命に依存しており、企業経営に於ける学閥ネットワークの活用が顕著な事例である。

続く第2章で取り上げた城東電気鉄道は、沿線地域住民の積極的な鉄道建設運動に、江戸川電気の子葉胤義が参画するも、利益誘導を意図した同社との受電計画の破綻を経て、尾高次郎や大川平三郎に依り、経営が為されていった。

更に第3章で取り上げた王子電気鉄道は、資金的に窮乏した沿線地域社会の発起人に、才賀藤吉が援助を与えるも、「才賀事件」の後は、経営者を転々とし、「電力戦」の収束と共に、東京電燈系の経営陣及び資本基盤に落ちつくことになる。一時期、京王電気軌道との合併を計画するも、金光庸夫の影響力が低下するにつれて計画は頓挫し、「電力戦」後の時期には、最早交通整備に対する機運は見られなくなるのである。

これらの事例を通して、鉄道事業の形成の一側面として、経営的専門知識や経済的基盤を持ちえない地域住民主体の計画が、プロモーター的「半実業家」の手に依る成業を経て、実際の経営には企業家の登場を必要としたという過程を実証的に解明し

た。以上が本稿の最大の成果である。

〔東洋史学専攻〕

趙武靈王の胡服騎射における一考察

申 悠翼

春秋時代が幕を閉じ各国の会盟による覇権主義から実力主義へと変容しつつある戦国時代において、晋は韓・魏・趙の三カ国に分裂していた。この中で北方に位置し主に邯鄲を都としてきた趙は、晋文公の代の趙衰や子の趙盾が重臣として名声を高めた頃より趙襄子の時代に代を平定したことをはじめ、他の中原諸国とは異なる独自の道を歩んでいた国である。趙が正式に成立した敬侯から数えて四代目にあたる武靈王は若くして即位したため、先代から仕える肥義を中心に諮問しながらの政治であった。その武靈王が即位一九年に自らの考えを表明したのが「胡服騎射」とよばれる改革である。これは裳などの従来の服装からスボン状の異民族が着る服に移行し、馬車を運用することを止めて直接馬に乗ることとして捉えられてきた。そして、それまでの伝統的な中国の文化を捨ててまで、「胡服騎射」を実行した武靈王の現実的なつ創造的な側面を映し出している。その独断的な行動には賛否はあるものの、後には盛んに行われる騎馬戦術の萌芽ともいえる出来事として見られることもあり、

一種のカリスマ性をもって評価されることも少なくない。しかしながら、非常に斬新であったとされる割には改革の後の軍事行動は中山を平定したことを、改革の結果として挙げる以外に、それほどの特筆すべき成果を挙げているとは言いがたい。また、伝統的に「胡服騎射」は軍事改革であるという意識が強く、それ以外の観点からアブローチされることも少なかった。そこで小論では特に「胡服」の視点から、そのねらいを改めて検証することで、この改革がどのような性格をもっていたのか考察する。

まず「騎射」という軍事的要素において、騎馬の習慣が少なかったため、その技術を習得することが困難であった。また、中山以外には積極的な攻勢に出る意味が少なく、他の勢力に対しては防衛主体が目的であっただろう。ただし、改革の翌年から始まった中山の攻撃には「騎射」を用いている。このことから「騎射」の導入は胡族への接近が必要とされていたであろう。この取り込みに欠かせない役割を担ったのが「胡服」である。本来騎乗するのに便利であるとされてきた「胡服」が、なぜ平時にまで着用されていたのだろうか。そこから「駿驥」・「貝帯」という二つの装飾の、神威の象徴としての意味を検討することで、「胡服」こそが胡族を取り込む鍵となり、「胡服」の目的が単に騎馬行為に便利だからという理由ではないことが明らかになった。

家庭教会の発生過程に見る意義と役割

——二〇年代本色化運動と五〇年代三自愛国運動の比較から——

香山ゆいこ

中華人民共和国の非公認教会である家庭教会の起源は、一九五〇年代に共産党政権下で組織された、中国基督教三自愛国運動委員会への参加を拒否した信者たちが、各々の家庭内で秘密裏に行った集会である。三自愛国運動とは教会の自治、自伝、自養の三自を実現し、自立した中国独自の教会建設を目指す運動だが、時代を遡ること三〇年、一九二〇年代の中華民国時にも、「本色化運動」と呼ばれる同様の運動が存在した。ところが、この際には家庭教会のようにあくまで独自の信仰を貫く集団は誕生していない。

これは両者の性格の違いによるものである。本色化運動は当事者全員が一致して必要性を自覚する中で行われた教会改革運動であるが、三自愛国運動は政府に代わり共産党政権が悪とみなす存在を肅清する、教会による教会弾圧運動であった。このことから、家庭教会には専制体制化で信仰の自由を守った実績を認めることができる。とはいえ、当時の家庭教会はその閉鎖性と孤立性から信仰の自由獲得のために声を上げることはなく、公民権獲得の先鋒を切る形の福音を中国社会にもたらすこと

はなかつた。

現在、家庭教会は各指導者の性格がそのまま反映されるほどの閉鎖性、孤立性を特徴としており、諸宗派が乱立するプロテスタント伝来当初の様相に逆戻りしている。かつて教会の中国化を目指した諸宗派が連合して事に当たったように、今後の家庭教会も公民権獲得に際して教会間、他の社会集団との共闘が必要と言えよう。二〇一一年に、北京守望教会の野外礼拝が取り締まりを受けて、家庭教会、地下教会の全国の牧師が連盟で調査の停止と宗教の自由の保障を求める請願書を送付したことは、取り組みの第一歩である。このように、公民権獲得の先鋒を切ることに、それにむけ中国社会と共闘することが、教会が真に本色化を遂げ、中国社会の一員となる道である。

〔西洋史学専攻〕

宗教改革と印刷業者

— チューリヒのクリストフ・フロシャウアー（一四九〇年頃—一五六四年）の活動を中心に —

門井 寿通

本研究は宗教改革において印刷業者の果たした役割について、チューリヒの印刷業者クリストフ・フロシャウアー（一四九〇年頃—一五六四年）の活動を中心に論じたものである。

チューリヒはスイスにおける宗教改革の嚆矢となった地であるが、ここでは宗教改革者ツヴィングリ（一四八四—一五三一年）が精力的に宣教し、彼の著作活動を印刷業者クリストフ・フロシャウアーが支えていた。従来の研究では、両者の関係は信仰の固い結びつきを強調して論じられてきた。

しかし、宗教改革と印刷業者の関係は、単に宗教改革者と印刷業者という二者の関係のみによって論ぜられるものではない。両者を取り巻く社会的な条件、特にチューリヒという都市にあっては都市当局たる市参事会との関係、さらには印刷業者を取り巻く人々との関係も明らかにしなければならない。本研究ではフロシャウアーの印刷物の目録と書簡、遺言書等からこれらを明らかにした。

その結果、フロシャウアーが当初は改革に賛同するか態度を決めかねていた市参事会の意図に反して、極めて急進的に新信仰の思想を発信する役割を担っていたことが明らかとなった。市参事会は迫られて印刷物に対する検閲を行うようになった。

しかし、市参事会が改革支持の旗幟を鮮明にすると、一転してフロシャウアーは「御用印刷所」としての性格を持ち始める。ツヴィングリ支持を明確にした市参事会の意向にそぐわない印刷物は市内で印刷することができなくなり、フロシャウアー印刷所による一種の独占状態が生まれた。改革者と都市当局、そして印刷業者が一体となって改革が進行したのである。

また、彼の活動がバーゼル、ベルン、サンクト・ガレンのような諸都市における改革派の伸張に大きな役割を果たしたこと

が明らかとなった。だが、それは同時に旧教に留まったスイスの他の地域との対立を招き、その対立は一五三一年の第二次カッペル戦争に帰結した。ツヴェイングリはこの戦いで落命する。

ツヴェイングリの死はフロシャウアーの印刷業にとって大打撃であったが、同時に自然科学に関する著作の印刷など新局面を切り開ききっかけともなった。しかし、依然として聖書をはじめとする神学的著作が印刷物の大部分を占めていた。さらには、教会付属の学校で用いるテキストの印刷が重要な業務となった。改革の過程で教育制度が整備され、それが印刷業者に市場を与えたのである。

フロシャウアーの遺言書からは彼が裕福な市民として死んだことがわかる。印刷業者は宗教改革の思想を社会に定着させる役割を果たした。そして、今度は逆に社会に定着した改革の成果が印刷業者を養うようになったのである。

A Bond of Unity

—アメリカ合衆国西部開拓史における黒人女性の役割

荒川のぞみ

フレデリック・J・ターナーは、「フロンティア学説」において、アメリカ合衆国の西部開拓の歴史は、アメリカのナショナリズムや個人主義や民主主義の発展の歴史であると提起した。ターナーが「フロンティア学説」を発表した当時、「西部開拓

史」に含まれていたのは白人男性だけであり、ジェンダー的にも人種的にも偏ったものであった。しかし、「フロンティア学説」は、「西部」の歴史的イデオロギーを決定づけ、西部開拓史のモデルとなつて、アメリカ国内外に広まった。二〇世紀後半、女性解放運動にもなつて女性史が興隆し、西部開拓史の分野においても白人女性が扱われるようになった。また、社会史や多文化主義の批判も相まって西部開拓史はより多層的に論じられるようになった。しかし、西部のマイノリティ女性を論じるにあたって、いくつかの課題も残っている。第一に、白人のジェンダー観を論じる際に用いられてきた「男女の領域」論が、マイノリティのグループにも当てはめられて論じられていること、第二に、マイノリティ女性は社会の被抑圧者として、犠牲的側面ばかりが強調されていること、第三に、黒人女性は、南部社会の文脈で論じられることはあつても、西部のマイノリティ女性として認識されてこなかったことである。本論では、これまで西部開拓史から除外されていた黒人女性の西部開拓史を論じる。黒人の西部移住は、一八七〇年代後半に本格化した。経済的、政治的な自由と平等を求めて西部へ向かった白人に対し、西部へ移住した黒人の動機はより複雑であった。戦後の南部再建期において、解放奴隷たちは、「自由」を得ることなく白人による悪質な人種差別と暴力の危険にさらされた。早くから奴隷制に反対していた北部においてさえ、自由経済によって社会的地位が向上したのは白人労働者だけで、黒人労働者の地位は下がる一方であった。こうした十九世紀後半のアメリカ社

会において、黒人が求めていた自由は、白人のそれとは明らかに異なっていた。黒人にとつての自由と、黒人の西部移住の動機を検討したうえで、彼らの西部開拓史を論じてゆきたい。黒人にとつて西部開拓がどのような意義をもっていたのかを論じる際、黒人女性が果たした役割を見過ごしてはいけない。本稿は、西部の女性史においても西部の黒人史においても扱われることのなかった黒人女性に着目し、彼女たちの主体的な活動とその重要性をみることで、西部開拓史を包括的に捉えようと試みるものである。

The State-Making in Medieval Scotland: The Privy Seal and Kingship of Robert I (1306-1329).

坂下 拓治

スコットランド王ロバート一世(一二三〇―一二九九年)は最も偉大なスコットランド王のうちの一人という名声を長い間享受してきた。しかし近年の中世スコットランド研究は彼の治世の、特に治世後半の、不安定さを繰り返し指摘している。すなわち、バノックバーン(Bannockburn)でのイングランドに対する勝利によつて彼は「独立した」スコットランドを手に入れたわけではなく、さらに、彼に対するある陰謀事件は考えてこられてきたよりも大きな危険をはらんだものであった、という二点 が特に強調されている。ロバート一世の王璽(privy seal)の

使用に焦点を当てた本修士論文は、このような近年の研究動向に沿う結論に至った。治世内における王璽の使用法の変化は、イングランドの行政実践を模倣した結果であり、このような模倣は彼の先任者である一二・一三世紀のスコットランド王によつてたびたびなされてきたものであった。バノックバーンにおける大勝利にもかかわらず平和と安定を手に入れることができず、王としての地位を正式に認められることにも失敗したロバート一世は、王璽を最大限に活用することによつて、彼の王権はイングランドのそれに劣らないものであり、スコットランドは独立した王国であるということを主張していたのである。

〔民族考古学専攻〕

寛永通宝の生産に関する基礎的研究

— 文銭の形態と成分組成との関係から —

竹内 俊吾

貨幣には本来の機能である経済的機能の他に、墓の副葬品などとして用いられる場合もあるため、様々な学問領域で研究されてきたが、各研究は独立したもので、貨幣の多面的な性格を総合的に研究するものはなかった。その意味で、考古学における鈴木公雄氏の六道銭研究は、経済以外の機能をもつ六道銭を用いて近世の流通貨幣の急速な転換という経済的な変化を明ら

かにしたという点で画期的な研究であった。これを期に寛永通宝の研究は六道銭研究を通じて多くの領域と結び付けられ、多大な成果を上げている。

六道銭研究では泉貨学の分類が用いられ、型式毎に铸造された錢座の稼働時期から年代推定も行われている。川根正教氏は泉貨学の分類の問題点を指摘し、実際に泉貨学上の年代観と出土事例とが食い違う例を挙げて、泉貨学の分類を考古学的に見直すことを提唱した。川根氏は寛永通宝の分類単位のなかでも文字形態を最も重要な指標として型・型式・様式を設定し、型は彫母銭を同一とすると考えられるもの、型式は複数の型から構成され同一錢座で铸造されたもの、様式は同一時期に铸造されたものと規定した。そして、遺跡出土の寛永通宝の文字形態と計測的特徴には铸造時期によって固有の特徴があることを明らかにし、それらの特徴を指標として様式を設定している。

寛永通宝の型および型式について考察するためには、彫母銭を基に据えた铸造体制の理解が重要となるが、彫母銭はほとんど現存しておらず、具体的な運用についても不明な点が多い。したがって、まずは現存する通用銭の形態的分析と成分組成分析を行い、通用銭の特徴の共通性から彫母銭毎のまとまりとしての型を見出す。その上で、文銭铸造の具体的な様相を明らかにすることが本研究の目的である。

形態的分析では、EPSON SCAN GT-X820を用いたスキャン画像の重ね合わせ分析と、文字の太細や止め・跳ね・払いなどのような詳細な特徴抽出分析の2つを行った。画像重ね合わせ

分析を行う理由は、文銭は铸造品であるため、鑄型の元となった鑄母銭が同一であればスキャン画像が完全に重なり合うと考えられるからである。

画像重ね合わせ分析の結果から、互いに大きく異なっており合わない2つの型AとBが存在することがわかった。泉貨学上の分類ではAは縮字、Bは正字・中字・細字・深字に相当する。詳細観察分析の結果、Bはさらに3つに分類でき、それぞれB-1は中字・細字・深字、B-2は細字小文、B-3は正字に相当するということがわかった。

文銭は統一的な規格での铸造が重視されたことから、2つの鑄母銭は同時期に並行して運用されたとは考えられないため、文銭の铸造時期は2つの彫母銭によってさらに2つに細分できると考えられる。また、型Bの3つの細分類についても、型Aや文銭の後の時期に亀戸で铸造された別の型との類似性が見られるため、铸造時期にも関連があると考えられる。

成分組成分析は走査型顕微鏡TM-1000 Miniscopeに付属しているエネルギー分散型検出器を使用して行った。SEM-EDS法は定性分析に適しているが定量分析は難しいとされており、特に表面に錆や汚れを伴う錢貨の分析では非破壊での正確な定量は不可能である。また、分析対象の文銭は主要元素の1つである鉛の偏析や展性といった性質もSEM-EDS法での分析に悪影響を及ぼすことが知られている。そのため、本研究では紙やすりによる表面研磨後にアルコール洗浄を施すことで錆などの汚れや鉛の展性の影響を排除し、一試料に対して4箇所ずつ

測定した平均を分析値とすることで鉛の偏析の影響を排除している。

成分組成分析の成果、基本的にはCuが70%前後、Snが15%、Pbが10%~16%と一定の範囲に収まるが、一部にPbの含有量が極端に高いものが存在するということが分かった。

形態的分析と成分組成分析の結果を合わせて考察すると、大部分は型によらず一定の成分組成比を示すと見える。しかし、B13に鉛を極端に多く含むもの、Aには鉛を多く含むものはないという型の特徴も見出すことができた。鉛の含有量を変えることで銭貨の流通量を操作している事例もあるため、文銭における鉛の含有量の問題は当時の貨幣流通政策に迫る新たな視点となり得る。

中期青銅器時代Ⅱ期南レヴァント地域における 小型水差し形土器の変遷

佐野真奈美

南レヴァント地域における中期青銅器時代Ⅱ期は、一般に紀元前二〇〇〇~一五五〇年頃とされている。当該期は、メソポタミアにおける古巴ビロニア王国やエジプト中王国という大國と並んで、南レヴァント地域特有の文化、カナン文化を有していた時代である。特に中期青銅器時代Ⅱ期の後半はエジプトの第二中間期にあたり、アジア系異民族であるとされるヒクソス

によってエジプト征服がなされる時代であり、南レヴァント地域とエジプトの関係に変化が表れる興味深い時代である。

本論では、中期青銅器時代Ⅱ期に特徴的な土器とされる小型水差し形土器に着目した。南レヴァント地域においては、前期青銅器時代に起源を持つ土器であると考えられるが、中期青銅器時代Ⅱ期の前時代である前期青銅器時代Ⅳ期・中期青銅器時代Ⅰ期にはほぼ見られない器種であり、中期青銅器時代Ⅱ期に新たな文化が導入されると共にバリエーションが増え、広がっていったと考えられている。この小型水差し形土器は時期決定の基準とされており、胴部や口縁部形態の変遷が編年の指標として注目されているが、他の水差し形土器と混同して考えられてきた経緯もあり、小型水差し形土器の個別研究を深める必要性がある。

そこで本論では、まず小型水差し形土器という器種の性格の一端を明らかにできる可能性があると、定性的に埋葬施設との関連が強いとされてきた出土コンテキストを確認した。その結果、他の器種と比較して明らかに副葬品として出土することが多いことがわかった。また、経時的に副葬品として使用される頻度が高まったことも明らかとなった。

その上で、小型水差し形土器に関する形態及び裝飾の変化を迫った。形態や器面裝飾などの要素を総合的に考えると、経時的に小型水差し形土器の製作が簡素化していくのではないかと推測した。一般に中期青銅器時代ⅡB・C期の方が文化的に発展しているとされる中で、このような現象が見られることは興

味深い。文化の発展や集落の増加に伴って、伝えられる製作方法が簡素化したのか、それとも需要の増加に伴う大量生産のために簡素化したのか、この現象に関する解釈はまだ不明である。今後、他の器種との比較を行うことで、この現象が小型水差し形土器にのみ見られるものなのか、それとも全般的に土器が簡素化していくのか、明らかに出来る可能性があるだろう。

また、この小型水差し形土器は南レヴァント地域全域でみられる資料であるが、当該期より前の時代には形態に多様性があり見られない器種である。中期青銅器時代ⅡA期に導入されたこの器種の広がりや変遷を追うことで、いわゆる、「北方文化の導入」との関連や当該期の社会動態を探ることができると考えた。都市文化が再興する時期とされる中期青銅器時代Ⅱ期の文化は、これまでに北方文化の影響を受けて興った、もしくは民族流入によるものと考えられてきた。今回、小型水差し形土器の形態及び器面装飾の変化をたどったところ、北レヴァント地域において先行して見られていた形態や器面装飾が、時期を経て南レヴァント地域にも見られるようになることがわかった。このことから、小型水差し形土器に関しても、北方文化の影響があった可能性を提示した。これが物質文化の伝播なのか、人間集団の移動なのかははっきりとしない。しかしながら、もしも後者であるのならば、当該期におけるアモリ人などの民族移動と関連するのではないか、という示唆を提示した。アモリ人やヒクソスに関しては、まだ明らかとなっていない部分が多いため、今後、緻密な研究や発掘調査が行われることによって、

当該期の文化的様相がよりダイナミックに復元されると考えられる。

南レヴァント鉄器時代Ⅱ期における広口長胴壺 (Holmouh Jar) の地域性

三戸 芽

南レヴァント地域は、現在のシリアからシナイ半島を含む一帯の総称であり、鉄器時代にはメソポタミアとアナトリア、エジプトを結ぶ文化のせめぎ合いの場として多様な物質文化や価値観、生活様式の入り混じる地域であった。鉄器時代Ⅱ期にはイスラエル統一王国の成立と分裂・崩壊がおこり、それに伴い遊牧民と都市民の生業分業化 (Faust 2003) や Milk Jar による (Katz and Faust 2011) など、王国という社会的な枠組みだけでは捉えきれない複雑で多様な歴史を内包していることが明らかとなってきた。さらに、この地域は発掘調査による考古学成果の蓄積だけでなく、旧約聖書を中心とした文献資料 (King and Stager 2001) や、20世紀初頭に収集された伝統的な生活を送るアラブ人の写真などの民族資料 (Matson Collection) が豊富であり、当時の社会を検討する上で適したフィールドである。

本研究で対象とする広口長胴壺は、当時流通した商品のほんの一例に過ぎず、これを一般化して鉄器時代の全てを語ろうと

するものではない。しかし、従来の鉄器時代の土器研究は一部を除いて年代的指標への傾倒が強く（Amiran 1969 他）、その背後にいる人間どうしのつながりが軽視されてきた。これに対する反省として、とくに流通という視点から社会体制の変化に伴うローカル商品の流通範囲の変化と王国の中の地域性を、最もシンプルな事例である広口長胴壺を通して明らかにすることが本研究の目論見である。

以上から、本研究では①広口長胴壺のバリエーションの整理と②その地理的分布の変化を分析する。土器のカチは消費者の使用法、製作者の技術、運搬の容易さなどに左右される（Rice 1981 他）。專業集団による土器の大量生産が行われた鉄器時代においては、生産地からの経路により各都市に運ばれる土器の違いが生じた（Wood 1990）。同じ土器の出土する遺跡が同一経路で取引された商品を継続的に使用していると考えると、伝統を共有する集団を捉えることができるだろう。

そのため、顕著に変化の現れる広口長胴壺の口縁部のセリエーションを用いて整理し、これらの分布地域をプロットした。その結果、従来一括りに扱われてきた広口長胴壺は、外反型と内湾型で分布域が異なることが明らかになった。さらに、外反型の分布は北イスラエル王国という政治的範囲と一致するものではなく、むしろ王国内の地域差を示す可能性が強い。他方で、外反型と内湾型の共存する遺跡は外反型と内湾型の流通範囲の境界にあたる地域であったと考えられる。

鉄器時代ⅡA期とⅡB期には、南部には外反型は運ばれず、

エズレル平野を中心に外反型と内湾型の接触が行われてきた。しかし、ⅡC期に北イスラエル王国が滅亡すると、それ以前の分布と異なりユダ王国の中でも外反型が出土する遺跡がでてきた。広口長胴壺にみられるこの現象のみから解釈を加えることは難しいが、文献資料と照らし合わせると北イスラエル王国の領内にいた集団が南下した可能性が高い。

さらに、テル・イン・アム・Tel Yinnanの研究で指摘されているローカルな交易路と広口長胴壺の出土遺跡で対応がみられ、個別の器種の流通経路が明らかになる可能性が示唆された。

以上を踏まえると、広口長胴壺を通して鉄器時代の南レヴァントを見ると、南北で大きく物質文化的な差があるが、王国の領域内においても必ずしも均質的ではなく、小地域的なまとまりが形成されている可能性が明らかとなった。本発表では、在り土器の広がりを検討するための基礎的研究の一端として広口長胴壺に限定して分析を行った。今後の課題として、他器種の傾向と合わせて分析を行い、さらに地域性を考える上で、土器製作の場所・原料採取地の問題も考慮しつつ検討を加えていく必要がある。

二〇二二年度卒業論文題目

〔日本史学専攻〕

建永の法難について

―興福寺別当を中心に―

〔捨聖一遍〕に関する一考察

―遊行の足跡を辿って―

遣明国書考

―対外関係文書の文書学構築の試み―

ねたみそねみの『甲陽軍艦』

―「負の言葉」を中心に―

北条氏領域支配体制考

―岩付、上野、滝山・八王子領を通じて―

一向一揆の隆盛の要因について

早慶野球戦史における「空白の十八年」を生み出した

要因について

日米同盟の性質

―在韓米軍政策への日本政府の対応から―

佐伯矩の栄養学とその影響

高橋是清が目指した日本のあるべき姿とは

日本におけるテレビの歴史と将来

幕末から明治にかけての日蘭関係の変化の考察

二大ハウスメーカー発展の歴史

森永製菓発展の背景

―明治・大正期の飛躍的成長を可能にしたもの―

学制期の女子教育と女子用往来

戦後におけるカルビーの躍進と販売戦略

―ポテトチップス事業を中心に―

〔遺骨〕のメッセージ

―沖繩における戦没者遺骨の扱われ方―

信濃通俗大学の性格の捉え直し

―戦前長野県の「教員」と行政―

戦後から一九六〇年代の「看護倫理」についての歴史的考察

―日本における「看護倫理」の成立と橋本「看護倫理」

再考―

小説からみる女給の社会「進出」

広島平和記念都市建設法と一九五五年広島市長選挙

帆足理一郎の考える教育価値に関する一考察

―実用価値と教養価値から考える英語教育―

武士道野球に関する一考察

戦間期防共概念の一考察

―日独防共協定に関する知識人の論説から―

〔東洋史学専攻〕

唐代に流行した服飾と女性像について

濱川 有紀
宮脇 麻里

山本 裕夏

江田 剛章

樺澤 隆

木野 涼介

須貝 健斗

長友 弥生

広部 敬明

三木 麻未

山本 晶子

白井 智洋

池田 愛

上田 彩乃

白井 和樹

川島 拓

武藤 圭祐

高島 秀樹

辰巳 智大

藤田 裕介

前田 美穂

鈴木 文菜

佐野 心一

仲井 洋平

錦川 健太

九品中正

—何故九品中正は導入されたのか—

なぜ中国に「皇帝」は必要とされたのか

—私的側近、宦官の存在から考える—

『史記』滑稽列伝にみる「滑稽」とは

—歴史家司馬遷から考える—

近世オスマン帝国における「兵士の市民化」

—イェニチェリを中心として—

スペインの食文化

—アンダルス食文化の影響から考える—

エジプト革命における若者の役割と革命に至るまでの経緯について

—エジプト近現代を中心に—

15、16世紀ヴェネツィアにおける小麦貿易・消費文化

—オスマン帝国との関係を中心に—

イスラーム勃興の要因

—6〜7世紀の気候変動との関連を中心に—

イスラエル建国に至るまで

—アメリカ・シオニズム、アメリカ政府が与えた影響

—一九三八—一九四八年—

12世紀シリアにおけるニザール派の活動と影響

なぜビアフラ紛争は起こったか

—南北対立の歴史、植民地化との関連を考える—

佐藤 絃子

武内紀良美

松永 啓子

石川 幸佑

金 東滋

神戸紅実子

一宮 彩乃

梅田 知里

加藤 智貴

金 東周

佐々木 愛乃

ゲニーザ文書から考える、イスラーム支配下のシチリア島を中

心とする地中海商業

ソマリア海賊の発生と拡大について

—二〇〇〇年代後半のプントランドにおける事例を中心に—

ビルマ民主化の展望

—アウンサンスーチーの思想を中心に—

清末・民国期の慈善組織にみる医療・金融体系の近代化

梁啓超と女性論

19世紀末清朝における仇教運動への一考察

—守旧派官紳と民衆のキリスト教への反応の相違—

梁啓超と政治団体

—政聞社に見る立憲派統合の試み—

中国人のアヘン受容とその社会

—アヘン戦争期の中国—

何が「名君」を作るのか

—雍正帝は名君ではないのか—

〔西洋史学専攻〕

アメリカのユダヤ人

—迫害の歴史で培われた社会的成功へのカギ—

原 圭佑

村田 未宇

登坂 励

三井 安奈

陸 天染

澤井 杏子

平川菜々子

和田 太朗

松田 祐也

JACJ から見る太平洋戦争中の日系アメリカ人二世アイデン

ティティ

杉山 茜

レオナルド・ダ・ヴィンチの世界像

— 絵画思想と宗教観念に就いて —

杉井 梓

旧派アーミッシュの教義と実態について

— その精神構造と日本近代文学の関連について —

今泉 春佳

エルヴィス・プレスリーは人種差別主義者であったか

名川 実里

ナチス政権下ドイツにおけるホロコーストの思想背景

伊藤 証

ロビン・フッド伝説とジョン王治世のフォレスト・システム

田中 龍一

プラトン『ポリテア』596a5-597e9 における芸術理解の可能性

月江麻悠子

Manuel Godoy とフランス革命

野村 圭樹

フランス第三共和政における反ユダヤ主義について

野島 大生

— ユダヤ人初の首相、レオン・ブルム —

濱田紗也加

インド洋貿易圏を舞台とした大航海時代の香辛料貿易

— ピレスの記録を通してみるモルッカ諸島とクローヴ

橋本 智美

帝政期から第一次大戦期に至るまでのドイツ教養市民層

— その没落と復権の試みについて —

市川 絵梨

ホロコースト

— ナチスのユダヤ人政策の展開 —

久保田真理子

ナチス政権の成立要因について

— 政治的背景と支持基盤を中心に —

保垣 徹

近代国家と教育

— プロイセン改革を中心に —

堀井南海子

フランス革命における国王裁判の政治文化的意義について

— ジャン・ポール・マラーの国王裁判演説を中心に —

楠田 悠貴

フランスにおける家族の近代化と「母性」の発見

田中 瑞季

19世紀ロンドンにおける同性愛者への反応について

— オズカー・ワイルドを通して —

辻 沙希

聖月曜日

— 19世紀パリにおける労働者のソシアリティと生活 —

蛭沼 亜衣

19世紀のロンドンにおける衛生改革

— 飲酒と衛生の関係を中心に —

高原 健一

西欧中世における恐怖心

— パロック時代におけるフランス古典主義の特殊性とは何か

— 特にルイ14世とデカルトとの関連において —

町田 優美

ネイション・オブ・イスラムが目指したアメリカ人像

池田 啓志

19世紀イギリスにおける労働者階級と海浜リゾート地の関係

河邊真理子

田園都市レッツワース

洲崎 摩周

—ハワードの構想とアンウインの表現—

ブラジル・サッカーと権威主義体制

檜山 卓也

—人種民主主義という神話と利用される文化—

柳井恵理子

カリフォルニア・ミッションからみるアメリカンカトリック

中世後期イングランドの王侯による楽師の政治的利用

武田 啓佑

—エドワード3世と同時代の高位貴族を例に—

福本 夏央

イギリス貴族の衰退について

—モールバラ公爵家の場合—

木村 優人

武蔵野台地南部における弥生時代中期後葉から古墳時代を対象とした住居址分布から見る遺跡分析

縄文時代晩期の東北地方における岩版・土版の研究

河内 一城

近代建築における煉瓦の規格について

長澤 良佳

北海道石狩低地帯から出土した縦樋について

大久保優希

礼文島における動物資源利用の変遷

—浜中2遺跡二〇一一年度コラムサンプル分析を中心に—

高橋 鵬成

アイヌ衣服における木綿使用頻度の地域差

藤原 鴻志

E. フレンチ著『The Development of Mycenaean Terracotta

Figurines』(1971)の信頼性についての考察

前田亜由美

リュキア地方におけるヘレニズム文化受容のプロセス

松木龍太郎

—リュキア地方出土碑文の分析から

ヴァグラトウニ王朝期における中世アルメニア教会建築の地域

安藤 香里

的特性について

アナトリアの遺跡間関係の考察

岡田 亜矢

—ファイブラの属性分布を中心に—

西アジアにおける建築模型の再考察

近代イギリス風景画からみる人々の求めた景観

高田 優衣

ジオパーク推進の歴史的経緯とその運営の多様なあり方

遠藤 綾乃

メラネシアにおける儀礼装身具カプカプの民俗資料にみる

大崎 華子

地域差

黒川由紀子

市民団体による「まちをつくる」歴史実践の変遷考察

—景観を活かした栃木市「蔵の街」の取組みを事例として—

竹田 優香

現在吉原像の形成

—文化としての「道中」の参照—

成澤可奈子

博物館所蔵のワヤン・クリ人形から見るその形態の異同と時期
的特徴の考察 野原 永吉

石造物の分布から見る高尾山の意味付けられた場所

長谷川 祐

都市開発による全面的造成とモノの移動

—多摩ニュータウン・八王子市南大沢の景観の変遷を

藤原 郁弥

事例に—
沈む国^レ表象の形成

—日本メデアにおけるツバル表象とツバル人の語りとの比

較から— 牧田 侑子